

第1回 老人福祉センター横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会 会議録	
日 時	令和8年4月27日(月) 午前10時00分～午前11時00分
開 催 場 所	金沢区役所6階2号会議室
出 席 者	柴田委員、高林委員、宅井委員、寺木委員、森委員
欠 席 者	なし
開 催 形 態	公開(傍聴人:なし) ※一部非公開
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長及び職務代理者選出について 2 委員会の公開・非公開について 3 選定スケジュールについて 4 公募要項等の内容について 5 指定候補者の選定方法について 6 指定管理事業と自主事業について 7 その他
決 定 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長は柴田委員、委員長職務代理者は高林委員とする。 2 第1回選定委員会:公募要項の審議以降を非公開とする。 第2回選定委員会:プレゼンテーション及びヒアリングは公開とし、その後の審議は非公開とする。なお、応募団体については他団体のプレゼンテーション及び質疑応答についても傍聴できないこととする。 3 公募要項については、原案のとおりとする。 4 選定スケジュールについては、原案のとおりとする。 5 評価基準項目については、原案のとおりとする。また、最低基準点は5割とする。 なお、最低基準以下の採点が1つでもあった場合、各委員の採点を合計し、委員数で割った得点で判断する。
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長選出について 横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会要綱に基づき、委員の互選により柴田委員を委員長に選出した。また、委員長が高林委員を職務代理者に指名した。 2 委員会の公開について 第1回選定委員会は、特定の方が事前に公募情報を知ることによって公平な競争の妨げとなることから、これ以降(公募要項に関する審議、評価基準項目に関する審議)を非公開とした。 第2回選定委員会は、公平な審査の妨げにならないプレゼンテーション及びヒアリングは公開(ただし応募団体については他団体のプレゼンテーション及び質疑応答について傍聴できないこと)とし、その後の審議は非公開とした。 3 選定スケジュールについて 資料に沿ってスケジュールを説明。

4 公募要項等の内容 及び 5 指定管理者選定の評価基準項目について

(委員) 評価基準項目3(2)修繕について、建物は横浜市の所有だが、修繕等の考え方は。

(事務局) 1件あたり60万円を上限とし、年間合計200万円未満の小破修繕は指定管理者に実施してもらおう。その他の大規模な修繕については、本市で実施する。

(委員) 評価基準項目7(4)自主事業ABの違いは。

(事務局) 次第6「指定管理業務と自主事業の違い」の資料7に沿って説明。

(委員) 評価基準項目7(4)自主事業Bについて、閉館時間以降に自主事業Bは実施できるという理解か。

(事務局) 閉館時間以降、実施可能。

(委員) 自主事業ABはそれぞれ応募者が提案してくるのか。

(事務局) そのとおり。提案があれば加点の可能性はあるが、提案がなくても減点対象とはならない。

(委員) 評価基準項目5(1)(2)区で強化したい機能についての理由は。

(事務局) 評価の視点に基づき説明。

(委員) 自主事業は59歳以下の方(※)も対象となるのか。自主事業が提案された場合、そのアイデアを評価することは可能か。

(※) 横浜市老人福祉センターの利用対象者

・市内にお住まいの60歳以上の方及び付添者

・市内にお住まいの方の60歳以上の父母、祖父母又は子

(事務局) 59歳も自主事業の対象。また、アイデアを評価いただくことは可能。

(委員) 評価基準項目7について、加減点項目も委員が評価するのか。

(事務局) (1)(2)については事務局で確認、採点し各委員に伝える。

(委員) 金沢区の特徴は。

(事務局) 高齢化率、自然人口減率が他区と比較して高い。一方、自治会加入率は他区よりも高いため、地域に根差したコミュニティができていると思う。

(委員) 地域のニーズに合致している事業とは何か。

(事務局) 例えば、施設で飲食できるようにしてほしいなど、そういった声があれば、そのニーズに応えられるような提案など。利用者や地域のニーズに応じていると言える事業の提案なのかということ。

(委員) 採点、評価の考え方が難しい。

(事務局) 各委員によって考えが異なると思うが、提案内容が実現できるか否かがポイントとなる。また、第2回の選定委員会の際、各委員同士の意見交換の場も設ける予定。

(委員) 評価基準項目当期の管理運営の実績について、第三者評価ではなく、本来は施設利用者が評価すべき。第三者だと地域ニーズを把握するのは難しいと思う。

	<p>(事務局) 公平性を担保するために、施設利用者と関係ない第三者が評価することも大事と考える。</p> <p>6 指定管理事業と自主事業の違い 資料に沿って指定管理事業、自主企画 (A) (B) の相違点を説明</p>
<p>資料・特記事項</p>	<p>1 配付資料</p> <p>【資料1】</p> <p>(1) 横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会 名簿 (2) 横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会運営要綱 (3) 横浜市晴嵐かなざわの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱 (4) 応募団体との利害関係に関する確認書 (5) 横浜市晴嵐かなざわの指定管理者の公募及び選定について (6) 横浜市晴嵐かなざわの概要</p> <p>【資料2】 会議の公開・非公開の対応 (案)</p> <p>【資料3】 選定スケジュール (案)</p> <p>【資料4】 横浜市晴嵐かなざわ指定管理者公募要項 (案)</p> <p>【資料5】 横浜市晴嵐かなざわ指定管理者応募関係書類 (案)</p> <p>【資料6】</p> <p>(1) 横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会の評価基準及び審査方法について (案) (2) 横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定評点票 (案)</p> <p>【資料7】 指定管理事業と自主事業について</p> <p>2 特記事項 第2回指定管理者選定委員会は、8月下旬ごろ開催予定。</p>